

神崎町空家等管理活用支援法人の指定等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、神崎町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和8年神崎町告示第28号。以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定を行う際の基準を定めるものである。

(町が支援法人に求める業務の内容)

第2条 要綱第3条第1項第5号に規定する本町の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められる業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第24条第1号に該当する業務として、次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 専門家等との連携体制を構築した上で、空家等の所有者等からの相談をワンストップで対応するものであること。
 - イ 管理状態が不適切な空家等又は市場流通性が低い空家等について、所有者等からの依頼に応じて査定等を行い、流通促進を図るものであること。
- (2) 法第24条第2号に該当する業務として、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のための改修等必要な事業又は事務を行うもの
- (3) 法第24条第3号に該当する業務として、空家等の所有者等の探索を行うもの
- (4) 法第24条第4号に該当する業務として、空家等のデータ分析に基づき、効果的な空家等施策に係る調査研究を行うもの
- (5) 法第24条第5号に該当する業務として、空家問題に関する情報発信やセミナー開催等による普及啓発を行うもの

(支援法人の指定数)

第3条 支援法人の指定数は、当面の間、一法人までとする。

附 則

この基準は、告示の日から施行する。